

別表（第2条関係）

交付対象者	交付金額
次に掲げる（１）から（９）までの全ての要件を満たす食料支援団体 （１）生活困窮者及び生活保護受給者に直接、食料配布又は食事提供を行っていること （２）令和７年４月以降活動を継続していること （３）令和８年３月末までの活動計画があること （４）月１回以上の活動を行うこと （５）各所在地管轄の生活自立支援センターと連携していること （６）こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受けないこと （７）佐賀県こども家庭課が実施する「佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応支援金」による支援を受けないこと （８）佐賀県くらしの安全安心課が実施する「フードバンク活動団体（ＣＳＯ）物価高騰対応支援金事業」による支援を受けないこと （９）市町が運営又は委託する食料支援団体ではないこと	１団体あたり５万円